

特 約 事 項

- 1 管理技術者及び照査技術者を定めたときは、本市が指定する様式の選任通知書を契約締結後、速やかに提出すること。
- 2 業務委託料を変更する場合には、その変更すべき業務委託料は、福山市の当初設計金額に対する当初業務委託料の割合を福山市の変更設計金額に乗じて得た額とする。

3 業務実績情報の登録

調査設計業務、地質調査業務、測量業務及び補償コンサルタント業務（建築関係業務は除く。）の受注者は、契約金額が100万円以上である場合は、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結の日から土曜日、日曜日、祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日（以下、閉庁日という。））を除き15日以内に、変更時は変更があった日から、閉庁日を除き15日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き15日以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請すること。ただし、「緊急維持修繕事務処理要領」又は「福山市災害応急対策協力事業者制度」に基づく業務である場合は、受注・変更時の「登録のための確認のお願い」の作成及び登録機関への登録申請を省略できるものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合、直ちに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き15日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。